

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、昭和47年6月9日に国民年金に任意加入し、A市町村から委託を受けた集金人に保険料を3か月ごとに納付してきた。

昭和58年度の保険料もそれまでと同じように納付し、A市町村が発行した昭和58年度国民年金保険料領収カードも保持していたが、9か月後ぐらいにB社会保険事務所から昭和59年1月から同年3月までの3か月分が未納であると通知が届き不思議に思ったが、集金人が近所であったので確かめると悪いと思い、仕方なく銀行で納付した。

その後、保険料の還付は受けていないので、保険料を還付してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付したことは、A市町村発行の昭和58年度国民年金保険料領収カード及びB社会保険事務所作成の納入書・領収書において確認できる。しかし、社会保険庁の記録及びA市町村保管の被保険者名簿には保険料を還付した記録は無い。

また、申立人は、昭和47年6月に任意加入し、平成2年3月に第3号被保険者となるまで国民年金保険料を完納しており、国民年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を重複して納付し、還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年3月まで

昭和45年10月ごろ、A市町村B地区からC地区に転居した際に夫婦で国民年金に加入し、それ以降、妻が夫婦二人分の保険料を欠かさず納付してきたはずである。しかし、年金記録を照会したところ、私の納付記録だけが45年11月から48年3月まで未納となっていた。当時から国民年金の保険料納付を任せていた妻からも、これまで夫婦二人分の保険料を、自宅に来る集金人に欠かさず納付してきたと聞いており、当該記録には納得できず記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、昭和45年10月に転居した際に、申立人の分と一緒に国民年金の加入手続をしたと主張する申立人の妻の国民年金被保険者名簿において、申立人の妻は既に転居以前の所在地で国民年金に任意加入し、44年10月から引き続き申立期間を含め保険料を納付していることが確認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月27日に払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市町村が保管する国民年金マスターカードにおいて、申立人の国民年金加入に伴い、時効までの納付可能な昭和48年度及び49年度の保険料を昭和50年9月に過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から44年3月まで

昭和37年から料理旅館の客室係として住み込みで働いていた。当時は給料も少なく将来のことなど考えられなかったため、20歳になっても国民年金に加入しなかった。44年に市町村役場の職員と勤務先の社長から、今なら20歳にさかのぼって国民年金に加入できると勧められた。給料も少し増え貯金もできるようになっていたため、同僚と相談し20歳にさかのぼって加入しようと決め、社長に数年分の保険料を渡して加入手続をするよう依頼した。

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付の事実は確認できないとの回答だった。社長が納付してくれたはずなので、記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人がこれらを依頼したとする勤務先の社長は既に他界しており証言が得られないため、申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料納付に関する状況は不明である。

また、申立人は、昭和44年に勤務先の社長に依頼して国民年金に加入し、20歳にさかのぼって保険料を納付したと主張しているが、i) 申立期間の国民年金保険料を納付するため、社長に託したと記憶している金額は、実際に必要とされる保険料額と大きく相違していること、ii) 市町村保管の国民年金被保険者名簿には、44年10月から45年3月までの期間が申請免除と記録されていることから、申立内容に不自然さが見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から49年3月まで

昭和49年に隣人から過去の国民年金保険料を納付できると聞き、A市町村役場で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、そのときに夫婦二人分で20万円弱を納付した。

申立期間が納付済期間となるよう、記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年に夫婦二人分の国民年金保険料20万円弱を一括で納付したと主張しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が連番で払い出された同年12月25日時点で、第2回特例納付を利用して一括納付した場合の夫婦二人分の資格取得日からの国民年金保険料額は25万6,500円であることから、申立人の主張している納付金額とは差異がある。

また、申立人及びその夫について、特例納付した場合に記録し保存することになっている特殊台帳が、社会保険事務所に保存されておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫については、昭和36年9月から47年3月まで未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月から 46 年 1 月まで  
申立期間について、昭和46年の初めごろに母が国民年金保険料を一括して納付しており、未納となっているのは記録漏れだと思われるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月ごろまでに、申立期間の国民年金保険料を母が一括して納付したと主張しているが、申立人自身は申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、当該保険料の納付を行ったとされる申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄には、昭和46年2月分及び3月分の検認印しか押されておらず、同年4月末までに申立期間の国民年金保険料が納付されていれば、同欄に45年4月分から46年1月分までの検認印が押されることから、申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年2月27日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月10日から33年6月30日まで

私は、昭和19年4月25日から33年6月30日まで、父が社長を務めるA事業所に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。

この期間は、兄と共に、A事業所に勤務していたので、兄の年金記録とも照合して調査し、記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所において申立期間に勤務していた同僚の供述から、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できるが、勤務期間までは確認できず、厚生年金保険料控除に関する供述も得られなかった。

また、申立事業所では申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除の事実を確認できる資料は保管していないと回答しており、また申立期間当時の事業主及び申立人が記憶している同僚は既に死亡しているため、供述は得られない。

なお、死亡している申立人の兄の申立期間における厚生年金保険被保険者記録を見ると、同期間の一部しか記録を確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月ごろから49年9月ごろまで  
② 昭和49年9月ごろから52年3月1日まで  
③ 昭和52年10月ごろから55年3月17日まで  
④ 昭和62年3月25日から平成3年12月ごろまで

申立期間①については、A事業所に勤務していた。事業所はB市町村にあり、仕事の内容は工場や家の塗装であった。

申立期間②については、A事業所を退職した後、期間を空けずにC病院に勤務していた。仕事の内容は患者の世話であり、病院で働きながら、看護学校にも通っていた。

申立期間③については、C病院を退職した後、D事業所で4年間勤務していた。仕事の内容は外回りの営業であった。

申立期間④については、E事業所で5、6年間勤務していた。仕事の内容は個人の家を回って、商品の補充や代金の回収であった。

以上のとおりなので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立ての事業所は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人の記憶する事業主は、連絡先が不明のため、申立人の厚生年金保険料控除に係る供述は得られない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の記憶する同僚と推認される一人の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立ての事業所で厚生年金保険に加入した記録は見当たらず、また、申立期間ではないが、申立ての事業所で勤務したと供述する者の厚生年金保険の加入記録を確認したが、

申立ての事業所での厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

加えて、申立ての事業所が雇用保険の適用事業所となっていたか否かについて、公共職業安定所に照会したところ、該当する事業所は無いとの回答である。

このほか、申立期間①に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立ての事業所が保管していた「病棟鍵貸与願」には、昭和52年3月31日付けで申立人の氏名捺印とともに、病棟に勤務して1か月が経過し、勤務上、鍵を必要とするので、鍵の貸与を願いますとの記載がある。

申立ての事業所は、「精神病院では、病棟の鍵の管理が重要になります。昭和50年代当時は、C病院に入職した看護職員（看護師・看護補助者）は全員、入職1か月後に病棟の鍵が貸与されます。鍵の貸与時に病棟鍵貸与願を記入し、提出してもらうため、申立人の入社は昭和52年3月1日であると証明できます。」と供述している。

また、申立ての事業所に係る雇用保険の加入記録についても、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立期間②に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、申立ての事業所が保管していた従業員の氏名、入社年月日、退社年月日及び厚生年金保険の番号等が記載されている台帳には、申立人の入社年月日が昭和55年3月17日、退職年月日が56年7月31日と記載されており、当該事業所は社会保険庁が記録管理している期間に相違ないと供述している。

また、申立ての事業所において、昭和54年11月1日に被保険者資格を取得している同僚は、申立人は55年4月ごろから56年ごろまで、1年から2年勤務していたと供述している。

さらに、申立ての事業所に係る雇用保険の加入記録についても、厚生年金保険の加入記録と一致している。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は申立期間③において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間③に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間④について、申立ての事業所は申立人の厚生年金保険の加入の調査について資料の保存期間が経過しており確認ができず、申立期間④に係る当該事業所における勤務実態、保険料の控除、届出及び納付については不明と回答している。

また、申立ての事業所に係る雇用保険の加入記録についても、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間④のうち昭和62年7月2日以降の期間について、国民健康保険に加入しており、申立人も当該事業所を退社後に国民健康保険に加入した旨の供述をしている上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の当該事業所における健康保険証（政府管掌健康保険）が同年4月7日に回収されていることが確認できる。

加えて、申立ての事業所は、全国各地の営業所で勤務する従業員の社会保険について、本社で一括加入させていることから、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が勤務していた営業所の同僚を特定することができない。

このほか、申立期間④に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年12月11日まで  
昭和38年1月から39年6月まで、A事業所B支店で、営業社員として勤務し、途中からは班長にもなった。  
社会保険事務所の期間照会の回答記録には納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する同僚の供述から、申立人がA事業所で、1年半ほど勤務していたことは推認できるが、当該同僚は、営業社員は班長になるまで社会保険に加入せず、班長になった後、内勤扱いとなって、社会保険に加入するようになったと供述している。

また、このほか二人の同僚も営業社員の入社時からの社会保険の加入について、否定的な供述をしているとともに、このうち一人の営業社員の同僚には、当該同僚の記憶する入社日と厚生年金保険の資格取得日に約9か月の差異があるが、当該同僚は社会保険の資格取得日までの勤務期間中に厚生年金保険料は控除されていないと供述している。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業所から申立人の厚生年金保険料控除に係る供述は得られない。

加えて、後継事業所においても当時の資料等は保存されていない上、当時の事務担当者にも照会したところ、申立人の厚生年金保険料控除の事実に係る供述は得られなかった。

このほか、申立期間に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。